

別表

1 補助対象経費	2 上限額
<p>居場所の開設に係る初度調弁費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家具購入費（テーブル、イス、食器棚等） ○機器購入費（エアコン、テレビ、パソコン、電話機、炊飯器、冷蔵庫、電子レンジ、消火器等） ○消耗品費（食材・調味料、印刷費を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・調理に必要なもの（鍋、包丁、まな板、洗剤・ラップ等の台所用品等） ・食事に必要なもの（皿、茶碗、箸、コップ、スプーン等） ・学習に必要なもの（文房具、図書・学習教材等） ・遊びに必要なもの（玩具、運動用具等） ・その他居場所の運営に必要な消耗品 ○施設及び設備改修費 <p>【参考（補助対象外となる経費の例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材、調味料 ・印刷費 ・水道料金、電気代、燃料代、通信運搬費 ・広報費 ・保険料 ・飲食店営業の許可手数料及び食品衛生責任者講習会の受講費用 ・使用料及び賃借料（会場借上料、敷金・礼金） 	<p>居場所 1 箇所につき 30 万円</p>